

ID: 698

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 地域経済振興課

処分の概要	施業実施協定の認可の取消し		
法令名 根拠条項	森林法 第10条の11の8第1項		
法令番号	昭和26年法律第249号		
【根拠条文】 (施業実施協定の認可の取消し) 第10条の11の8 市町村の長は、第10条の11第1項若しくは第2項又は第10条の11の5第1項の認可をした後において、当該認可に係る施業実施協定の内容が第10条の11の4第1項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至ったときは、当該施業実施協定の認可を取り消すものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日